

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、2017年（平成29年）5月に成立した「民法（債権関係）の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されますので、その内容について説明いたします。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、我々の生活に密着しておりますので、この法律が改正された背景や内容を何回かに分けて説明いたします。

民法（債権関係）の一部を改正する法律

2017年（平成29年）5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日から施行されることになっております。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分については「債権法」などと呼ばれております。この債権法については1896年（明治29年）に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。

今回の改正では、

- 1 120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正と、
- 2 現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読みやすくする改正を行っています。

この改正は、基本的に、**一括して令和2年（2020年）4月1日が施行日**となっています。

なお、施行日には次の2つの例外があります。

施行日における二つの例外

1 定型約款について（例外）

定型約款に関しては、施行日前に締結された契約にも、改正後の民法が適用されますが、**施行日前（令和2年（2020年）3月31日まで）に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用**

されないこととなります。この反対の意思表示に関する規定は平成30年（2018年）4月1日から施行されます。

（注）

- (1) 反対の意思表示がされて、改正後の民法が適用されないこととなった場合には、施行日後も改正前の民法が適用されることとなります。

もともと、改正前の民法には約款に関する規定がなく、確立した解釈もないため、法律関係は不明瞭と言わざるを得ません。改正後の民法においては、当事者双方の利益状況に配慮した合理的な制度が設けられていますから、**万一、反対の意思表示をするのであれば、十分に慎重な検討をする必要があります。**

- (2) 契約又は法律の規定により解除権や解約権等を現に行使することができる方（契約関係から離脱可能な者）は、そもそも、反対の意思表示をすることはできないこととされています。

- (3) 反対の意思表示は、書面やメール等により行う必要があります。

2 公証人による保証意思の確認手続について（例外）

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は一定の例外がある場合を除き、事前に公正証書が作成されていなければ無効となりますが、施行日から円滑に保証契約の締結をすることができるよう、**施行日前から公正証書の作成を可能**とすることとされています。

この規定は**令和2年（2020年）3月31日から施行**されます。



一部改正が行われた理由

民法の債権関係の規定（契約等）は、**明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていませんでした。**

この間、わが国の社会・経済は、取引量の増大、取引内容の複雑化・高度化、高齢化、情報伝達手段の発展など、様々な面で大きく変化していますので、取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要がありました。また、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

そこで、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、**社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしました。**

改正の内容について

- ①重度の認知症などにより**意思能力（判断能力）**を有しないでした法律行為は無効であることが明記されています。
 - ②債権の譲渡について、譲渡時に現に存在する債権だけでなく、**譲渡時には発生していない債権（将来債権）**についても、譲渡や担保設定ができることが明記されています。
 - ③**賃貸借に関する基本的なルール**として、**敷金**は賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときに賃料等の未払債務を差し引いた残額を返還しなければならないこと、賃借人は通常摩耗（賃貸物の通常の使用収益によって生じた摩耗）や経年変化についてまで**原状回復の義務**を負わないことなどが明記されています。
- 各説明内容の出典は、法務省民事局参事官室のホームページからです。
- 次回は、民法（債権関係）改正の詳細をお伝えいたします。

「春分の日」（2020年は3月20日（金））

春分の日は季節区分の一つですが、年によって日付が変わるとい
う厄介な点があります。春分の概
要をまとめると次のとおりです。



- ①1年を24区切りにした季節区分「二十四節気」のうちの一つ
- ②春分の日には地球から見た太陽の位置が特定の点（春分点）を通る瞬間の日にち
- ③昼の長さや夜の長さがほぼ等しい
- ④国民の祝日として定められている
- ⑤「春のお彼岸」は春分の日を中心に前後3日間の1週間（2020年は3/17～3/23）です。

3月の税務と労務

- ・国税／令和元年分所得税の確定申告
2月17日～3月16日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請
3月16日
- ・国税／贈与税の申告
2月1日～3月16日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付
3月10日
- ・国税／個人事業者の令和元年分消費税の確定申告
3月31日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
3月31日
- ・国税／7月決算法人の中間申告
3月31日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
3月31日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告
3月16日

4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
4月30日
- ・国税／8月決算法人の中間申告
4月30日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
4月30日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月15日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税／自動車税の納付
5月中において都道府県の条例で定める日